

1 障がい者手帳

障がい者手帳の交付を受けることで様々なサービスが利用できます。

身体障害者手帳

◆ 対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫、肝臓機能に障がいのあるかた

◆ 必要書類

○身体障害者診断書・意見書

（身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師が記載したもの）

○写真1枚（縦4cm×横3cm、白黒又はカラー）

上半身、脱帽で1年以内に撮影したもの

治療等により、帽子・サングラスの着用をしている場合は除きます。

○申請書

○加入している公的医療保険が分かるもの

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

○本人確認書類（マイナンバーカード等）

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード等）

◆ 用紙について

申請書等は、次の窓口にて備え付けています。

■障がい福祉課（秋田市役所本庁舎1階）

■西部、北部、南部（御野場のみ）、河辺、雄和の各市民サービスセンター

■駅東サービスセンター（アルヴェ1階）

住所、氏名を変更したとき、死亡したとき、手帳を紛失、破損したとき、障がいの程度が変わったときは、必ず届け出てください。

◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

療育手帳

◆ 対象者

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、特別の援助を必要とする状態にあるかた
※発達期以降に発症した器質性精神障害等による知能の低下や適応障害の状態は、ここでいう知的障がいには該当しません。

◆ 必要書類

- 申請書
- 同意書
- 日常生活等状況調査票
- 相談判定調査資料
- 身体障害者手帳（お持ちのかたのみ）
- 精神障害者保健福祉手帳（お持ちのかたのみ）
- 写真1枚（縦4cm×横3cm、白黒又はカラー）
上半身、脱帽で1年以内に撮影したもの
治療等により、帽子・サングラスの着用をしている場合は除きます。
- 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
- 本人確認書類（マイナンバーカード等）
- ※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード等）
- ※申請後、秋田県子ども・女性・障害者相談センターで判定を受けていただきます。

◆ 用紙について

申請書、同意書等は、次の窓口に備え付けています。

- 障がい福祉課（秋田市役所本庁舎1階）
- 西部、北部、南部（御野場のみ）、河辺、雄和の各市民サービスセンター

住所、氏名を変更したとき、保護者が変わったとき、手帳を紛失・破損したとき、再判定時や障がいの程度が変わったときなどは、必ず届け出てください。

◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

精神障害者保健福祉手帳

◆ 対象者

精神障がいのために、日常生活又は社会生活に制限のあるかた

◆ 必要書類

○申請書

○写真1枚（縦4cm×横3cm、白黒又はカラー）

上半身、脱帽で1年以内に撮影したもの

○診断書（秋田県指定の様式）又は障害年金証書等（年金証書、年金支払通知書、年金振込通知書、特別障害給付金受給資格者証）の写しおよび障害等級照会同意書

○個人番号確認書類および本人確認書類

※障害年金の場合は、精神疾患により受給しているかたに限ります。

◆ 用紙について

申請書、診断書および同意書は、健康管理課や一部の医療機関に備え付けています。

住所、氏名を変更したとき、死亡したとき、手帳を紛失・破損したとき、障がいの程度が変わったときは、必ず届け出てください。

◆ お問い合わせ先

健康管理課

TEL 883-1180

FAX 883-1158

e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp